

8. 法・条例に基づく届出件数等

(1) 水質汚濁防止法による特定事業所数

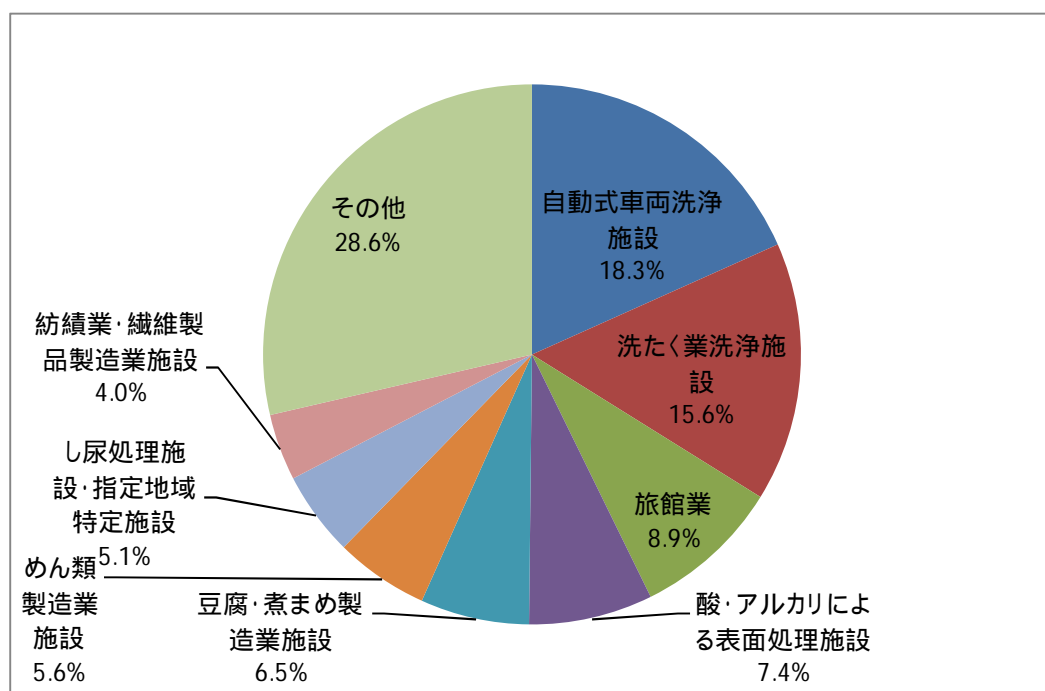
(平成25年3月31日現在)

種類	計
畜産農業・サービス業	2
畜産食料品製造業施設	3
水産食料品製造業施設	2
保存食料品製造業施設	2
小麦粉製造業施設	2
パン・菓子製造・製あん業施設	2
飲料製造業施設	2
有機質肥料製造業施設	1
めん類製造業施設	31
豆腐・煮まめ製造業施設	36
冷凍調理食品製造業施設	3
紡績業・繊維製品製造業施設	22
新聞業・出版業・印刷業または製版業施設	15
無機化学工業製品製造業施設	2
発酵工業施設	1
医薬品製造業施設	3
ガラス製品製造業施設	6
生コンクリート製品製造業施設	4
砕石業施設	3
金属製品製造業・機械器具製造業施設	8
水道施設	1

種類	計
酸・アルカリによる表面処理施設	41
電気めっき施設	6
旅館業	49
弁当仕出屋または弁当製造業	2
飲食店に設置されるちゅう房施設	8
そば店等飲食店に設置されるちゅう房施設	1
料亭等飲食店に設置されるちゅう房施設	1
洗たく業洗浄施設	86
自動式フィルム現像洗浄施設	13
病院	11
自動車分解整備事業洗車施設	7
自動式車両洗浄施設	101
科学技術の業務の用に供する施設	30
一般廃棄物処理施設	1
産業廃棄物処理施設	1
トリクロロエチレン等による洗浄施設	5
し尿処理施設	7
下水道終末処理施設	2
特定事業場から排出される水の処理施設	1
指定地域特定施設(注1)	28
合計	552

(注1) ...処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

水質汚濁防止法特定事業所割合(H24年度)



(2) 水質汚濁防止法に基づく届出件数

H24 年度

種 類	件 数
設 置 届	21
使 用 届	9
構造等変更届	12
廃 止 届	24
汚濁負荷量測定手法届	0
氏名等変更届	21
承 継 届	1

(3) 大気汚染防止法に基づく届出件数

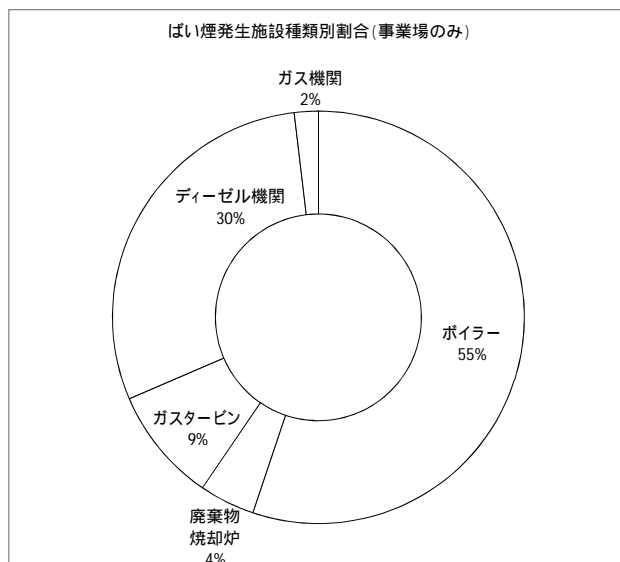
H24 年度

発生施設	届出種類	件数
ばい煙 一般粉じん 特定粉じん	設置届	3件
	構造等変更届	1件
	廃止届	10件
	承継届	2件
	休止届	1件
	氏名等変更届	24件
通知(電気事業法に基づく届)		28件
通知(ガス事業法に基づく届)		0件
特定粉じん排出等作業実施届		22件
定置型内燃機関に係る届け		0件

ア.ばい煙発生施設種類別割合(事業場のみ)

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

施行令別表第一の項番号	種類	計
1	ボイラー	177
13	廃棄物焼却炉	14
29	ガスタービン	29
30	ディーゼル機関	95
31	ガス機関	6
	合計	321



イ.一般粉じん発生施設

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

施行令別表第二の項番号	種類	計
2	堆積場	1
3	ベルトコンベア バケツコンベア	2
4	破碎機・摩砕機	1
5	ふるい	0
	合計	4

(4) 騒音規制法に基づく届出
各種届出件数

種類	件数
設置届	10
使用届	0
数等変更届	12
氏名等変更届	44
使用全廃届	19
承継届	5
合計	90

特定施設数

(平成25年3月31日現在)

施設の種類	数量	施設の種類	数量
金属加工機械	801	木材加工機械	113
送風機等	2647	抄紙機	0
土石用破碎機等	90	印刷機械	400
織機	1714	合成樹脂用射出成形機	585
建設用資材製造機械	5	鋳造型機	1
穀物用製粉機	21	合計	6377

特定建設作業の届出数

月	件数	月	件数
4月	12	10月	15
5月	4	11月	15
6月	12	12月	8
7月	14	1月	18
8月	7	2月	12
9月	10	3月	15
		合計	142

(5) 振動規制法に基づく届出
各種届出件数

種類	件数
設置届	9
使用届	0
数等変更届	8
氏名等変更届	26
使用全廃届	13
承継届	3
合計	59

特定施設数

(平成25年3月31日現在)

施設の種類	数量
金属加工機械	1194
圧縮機	665
土石用破碎機等	93
織機	624
コンクリートブロックマシン等	0
木材加工機械	3
印刷機械	167
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0
合成樹脂用射出成形機	455
鋳造型機	1
合計	3202

特定建設作業の届出数

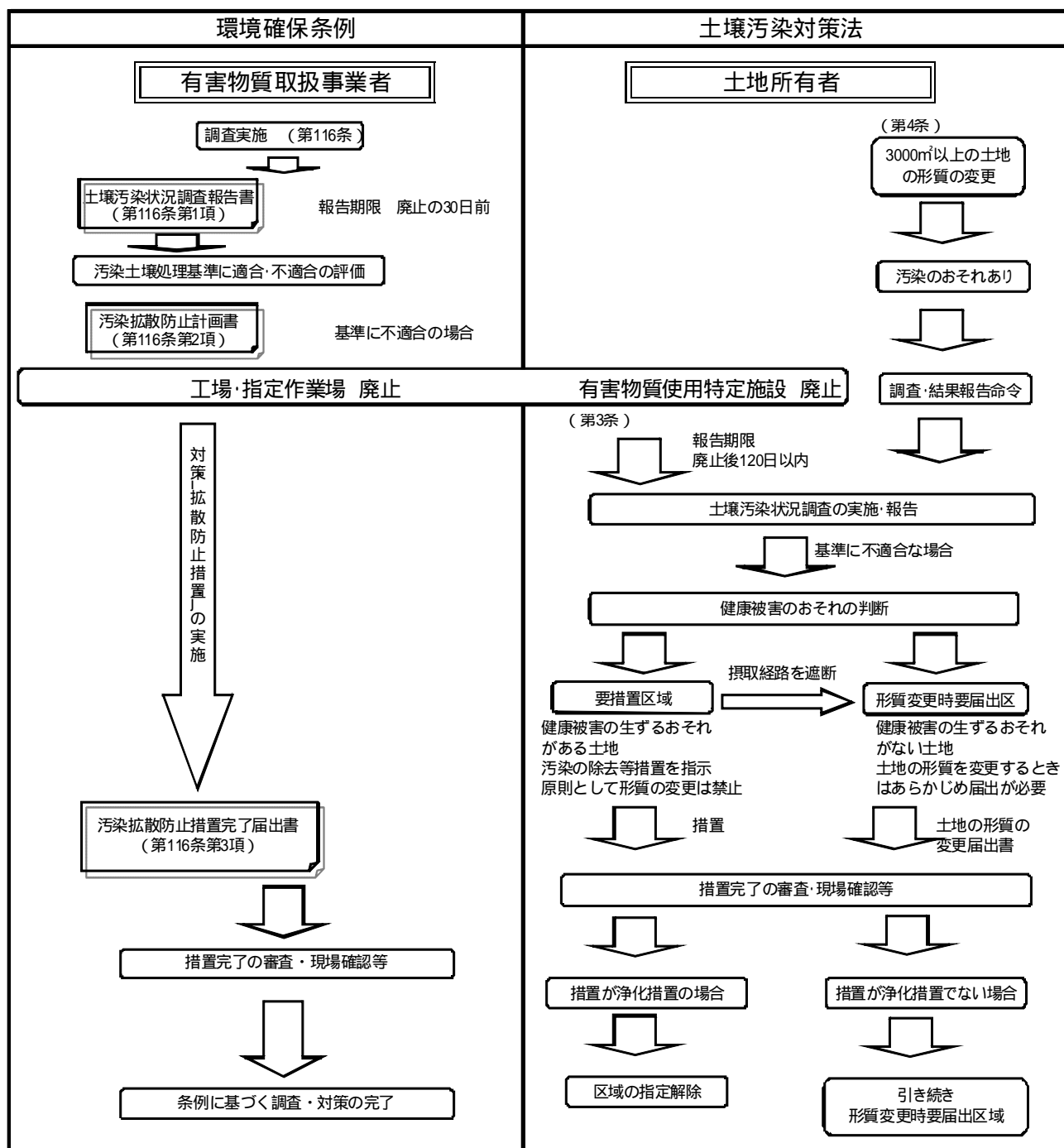
月	件数	月	件数
4月	11	10月	12
5月	3	11月	11
6月	10	12月	5
7月	7	1月	12
8月	4	2月	9
9月	8	3月	12
		合計	104

(6) 土壤汚染対策調査実施件数

土壤汚染対策法・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

項目 年度	法3条	法3条 ただし書	法4条	法14条	条例116条	条例116条 猶予	拡散防止計画 書	拡散防止完了 届
H22	3	5	0	0	7	2	3	2
H23	4	7	0	0	15	4	2	1
H24	3	5	0	1	14	1	0	5

土壤汚染対策に係るフロー図



土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。

(7) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく認可及び届出件数

工場設置認可及び変更認可件数の推移

種類 \ 年度	20	21	22	23	24
設置認可	16	12	13	8	13
変更認可	37	13	12	17	17

工場の各種届出件数の推移

種類 \ 年度	20	21	22	23	24
完成届	5	6	6	6	8
廃止届	41	26	29	35	48
承継届	17	5	3	13	9
氏名等変更届	57	38	48	60	53
事故届等	2	0	0	0	0
取り下げ願	1	0	0	0	0
特定工場における公害防止 組織の整備に関する法律	10	6	10	4	7

指定作業場の各種届出件数の推移

種類 \ 年度	20	21	22	23	24
設置届	23	10	23	13	21
変更届	15	12	11	21	10
承継届	8	4	16	28	29
氏名等変更届	37	41	34	54	77
廃止届	21	11	17	22	22

適正管理化学物質使用量等報告件数

	22年度	23年度	24年度
適正管理化学物質 使用量等報告提出	143	136	142
化学物質管理方法書提出	8	13	11

地下水揚水施設

(平成25年3月31日現在)

区分	工場	指定作業場	その他	合計
事業場数	55	60	41	156
井戸本数	77	78	41	196